

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	寝屋川市 個人市・府民税の賦課に関する事務に係る重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は個人市・府民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	寝屋川市 個人市・府民税の賦課に関する事務
②事務の内容	個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に基づき、納税義務者の賦課期日である1月1日現在における住所所在の市町村で課税する道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。 【課税準備事務】 ①住民税の申告が必要な者に申告書を送付する。 ②給与支払報告書の提出義務がある者等に対し、給与支払報告書(総括表)を送付する。 【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特別徴収義務者である事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書等の受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料を送付する。 【当初賦課決定事務】 受領した課税資料を個人毎に仕分けし、複数の課税資料を突合の上、賦課内容を決定し、税額等を本人へ通知する。 ①納税通知書等の作成 賦課内容を基に、徴収区分毎に税額通知のための書類を作成し、特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。 【賦課更正事務】 当初賦課決定後、本市による所得の有無に係る調査、税務署に提出される修正申告書又は更正の請求等により賦課内容に変更があった場合、賦課変更を行い、税額等を納税義務者等に通知する。 ①賦課変更通知 賦課変更に係る税額等を特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。 【調査事務】 ①扶養調査 適用している扶養控除等に誤りがないか調査する。本市で扶養親族が特定できない等の場合は、本人に対し照会を行い、扶養控除等の適用に誤りがあれば、賦課変更を行う。 ②未申告調査 当初賦課決定後、課税資料の提出がない納税義務者に対し、所得の有無について確認するため、住民税申告書を送付し、申告書の提出を催告する。 ③返戻調査 納税通知書等の送達を受けるべき者の住所等が不明である場合、賦課関係帳簿書類、実地及び市町村役場の調査を行い、送達すべき住所等を特定する。 ④地方税法第294条第3項に基づく通知 本市の住民基本台帳に記録されていないが、市・府民税を課税している者について、住所地市町村に対し、地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。 ⑤税務署に対する通知 本市が行った調査に基づき、賦課変更が生じたことにより、国税当局においても所得税の変更を行う必要があるときは、本市が把握した賦課変更に係る情報を所轄の税務署へ通知する。 【証明書発行事務】 市・府民税の賦課情報について、申請に基づき、所得証明書・課税証明書を発行する。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満 [10万人以上30万人未満]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	①納税義務者把握機能：課税対象となる納税義務者(給与支払報告書提出事業所含む。)を把握する機能 ②申告書登録機能：課税対象者から申請される申告書等(課税資料)をシステムに登録する機能 ③当初賦課機能：登録されている資料情報から対象年度の賦課を決定する機能 ④賦課更正機能：課税対象者の異動に伴い、賦課情報を更正する機能 ⑤課税整理・調査機能：扶養関係情報が未特定の対象者を調査する機能 ⑥庁外向け資料作成機能：地方税法第294条第3項に基づく通知など庁外向けの資料を作成する機能 ⑦証明書発行機能：各種証明書を窓口業務向け等に発行する機能 ⑧統計管理機能：個人住民税業務における調定表等の統計資料を作成する機能 ⑨他システム連携機能：収納システムやイメージ管理システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (証明書コンビニ交付システム、イメージ管理システム等)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバ)

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (団体内統合利用番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))
システム4	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	①データ連携機能 ・LGWAN回線を介して既存住民基本台帳システムからデータ連携し、市・府民税課税証明書等の各種証明書に記載するデータ更新を行う。 ②コンビニ交付連携機能 ・コンビニキオスク端末からの証明書発行要求に対して、証明書交付センターを経由して個人番号カードの認証を行い、対象者を特定する。 ・特定した課税情報等をPDF化し、証明書交付センターへ送付する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (証明書交付センター)

システム5

①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	eLTAXシステムは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データ(給与支払報告書、各種申請等)を、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査・受領等を行うシステムであり、税務事務の効率化を図るため、個人住民税システムと連携している。 ①申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等の審査・受領等を行う。 ②特別徴収義務者及び年金保険者への特別徴収税額の送信を行う。 ③給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を審査・受領等を行う。 ④特定個人情報ファイル(本人確認用)の格納を行う。 ⑤寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他の地方団体との間で送付及び受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （地方税ポータルセンタ(eLTAX)） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム6～10

システム6

①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税連携システムは、国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データを総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、受領等を行うシステムである。 ①所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。 ②扶養は正情報等データを国税庁に送付する。 ③住民登録外課税通知データ等を他の地方団体との間で送付及び受領する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム7

①システムの名称	イメージ管理システム	
②システムの機能	①課税資料（紙媒体及び電子データ）のイメージ化を行い、個人住民税システムと連携させる。 ②他自治体へ回送する課税資料を、一括で帳票出力する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

システム8	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	①住民登録者宛名管理機能：住民登録者を住基システムより連携・管理する機能 ②住民登録外者・事業所宛名管理機能：住民登録外者・事業所宛名を登録・修正する機能 ③共有宛名管理機能：共有代表者の宛名を登録・修正する機能 ④送付先管理機能：現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 ⑤納税関係者管理機能：相続人や納税管理人等の納税関係者を登録・修正する機能 ⑥連絡先管理機能：電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 ⑦口座管理機能：振替・還付口座を登録・修正する機能 ⑧世帯管理機能：住民登録外者を世帯に加入又は脱退する機能 ⑨納税組合管理機能：納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能 ⑩他システム連携機能：税務システムや福祉系システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☐ その他（団体内統合利用番号連携サーバ(団体内統合宛名システム））
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 個人住民税特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表に規定された事務 <番号法別表> 24の項 第2項: 条例(※)で定めるもの (※) 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項及び第4項 第6項: 番号法第19条第13号から第17号によるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人市・府民税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民サービス部(税制・市民税担当)
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 宛名特定個人情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録されており、個人番号を有する者及び住民基本台帳に記録されていない住登外者のうち、個人番号を有する者	
その必要性	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用するため	
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 市町村事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うために必要な情報として、本人確認情報(個人番号、4情報及びこれらの変更情報)を管理する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	市民サービス部(税制・市民税担当)	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民サービス部(戸籍・住基担当) ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳システム ）
③使用目的 ※		・市町村における事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うため。 ・番号を利用した本人特定を実施するため。 ・個人番号が付与されている対象者の基本情報(氏名、住所、生年月日など)を情報提供ネットワークへ提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民サービス部(税制・市民税担当)
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および本人特定 ②番号法第9条 別表第1の事務における各種帳票への個人番号の記載 ③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。 ④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 ⑤番号法第9条別表第1に基づく個人番号の利用 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じた4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。
	情報の突合	・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報ファイルを、宛名コードをもとに突合する。 ・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを、宛名コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	宛名システムの保守・運用	
①委託内容	宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出
	⑥再委託事項	宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの
その必要性	・個人住民税業務における本人確認のため ・給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認、資料の名寄せを行うために記録する。 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けを行うために記録する。 ・その他住民票関係情報：個人住民税の賦課決定を行うため(住民日の賦課期日判定など)に記録する。 ・国税関係情報、地方税関係情報：納税義務者の所得金額や所得控除額を算出するために記録する。 ・年金関係情報：年金特別徴収の該当性の判断等を行うために記録する。 ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護法の規定による扶助の給付情報により、個人住民税の非課税の適用を判断するために記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民サービス部(税制・市民税担当)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民サービス部(戸籍・住基担当)、保護課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金保険者(日本年金機構) ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市町村 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く。) ） ☐ その他 （
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAXシステム、国税連携システム ）
③使用目的 ※		地方税法の規定に基づく個人住民税の納税義務者の特定、税額の算出等を行うため。
④使用の主体	使用部署	市民サービス部(税制・市民税担当)
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【課税資料受付事務】 ①確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民登録外課税通知書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ②他市町村への資料回送 他市町村への回送資料に個人番号を出力する。 【当初賦課決定事務】 ①納税通知書(給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)(ただし、eLTAXにより提供する電子データのみ。))に個人番号を出力する。 ②住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項の規定に基づく通知(住登外課税通知)に個人番号を出力する。 【賦課更正事務】 ①納税通知書(給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)(ただし、eLTAXにより提供する電子データのみ。))に個人番号を出力する。 【調査事務】 ①扶養照会文書に個人番号を出力する。 ②税務署に提供する扶養控除等連絡せんに個人番号を出力する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する同一生計配偶者及び扶養親族について、扶養親族等の適用要件を満たしているか否かを照会する際に、情報提供ネットワークシステムを利用する。 ④生活保護受給情報、障害者手帳情報、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。
情報の突合		上記の課税資料受付事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		課税資料のデータパンチ
①委託内容		紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		シティコンピュータ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		個人住民税システムのシステム保守及び運用
①委託内容		システムの保守及び運用管理を行う。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出
	⑥再委託事項	システムの保守および運用管理を行う。
委託事項3		地方税ポータルシステムのASPサービス提供業務
①委託内容		LGWAN回線で地方税ポータルセンタと連携し、eLTAXシステム及び国税連携システムの利用及びデータの保管等を行う。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	株式会社インテックとの地方税ポータルシステム(eLTAX)ASPサービス提供業務契約第4条に基づく、再委託申請に対する承諾
	⑥再委託事項	システム運用支援・保守業務 ①問い合わせ受付・サポート ②不具合・障害時対応 ③バージョンアップ運用等の運用保守作業 ④情報提供

委託事項4		イメージ管理システム	
①委託内容		システムの保守及び運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出	
	⑥再委託事項	システムの保守および運用管理を行う。	
委託事項5			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (80) 件 ☐ 移転を行っている (50) 件 ☐ 行っていない
提供先1	別紙のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②提供先における用途	別紙のとおり
③提供する情報	別紙のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (別紙のとおり)
⑦時期・頻度	別紙のとおり
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	別紙のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②移転先における用途	別紙のとおり
③移転する情報	別紙のとおり
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （別紙のとおり） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	別紙のとおり
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 個人住民税特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 年度、3. 宛名コード、4. 宛名区分、5. 賦課期日区分、6. 性別、7. 生年月日、8. 世帯コード、9. 続柄コード、10. 生活保護該当区分、11. 本人専従区分、12. 事業所家屋敷区分、13. 被扶養区分、14. 障害者区分、15. 寡婦区分、16. 寡夫区分、17. 個人コメント1、18. 個人コメント2、19. 個人コメント3、20. 個人コメント4、21. 賦課氏名カナ、22. 賦課氏名漢字、23. 賦課住所区分、24. 賦課住所コード、25. 賦課住所番地、26. 賦課住所枝番、27. 賦課住所小枝番、28. 賦課住所、29. 賦課住所方書、30. 新規フラグ、31. 配偶者宛名コード、32. 徴収希望、33. 納通発送区分、34. 納通発送日、35. 市申発送区分、36. 未申告区分、37. 294条通知日、38. 通報年月日、39. 扶養照会区分、40. 扶養照会年月日、41. 申告書発送済区分、42. 国保加入区分、43. 世帯外被扶養区分、44. 主宛名コード、45. 主世帯コード、46. 被扶養専従者区分、47. 被扶養区分、48. 消除区分、49. 被扶養専従異動事由、50. 異動年月日、51. 更新年月日、52. 更新時分、53. 更新職員番号、54. 特別徴収義務者コード、55. 年金保険者用整理番号1、56. 年金保険者用整理番号2、57. 特徴税額通知一作成日、58. 特徴税額通知一対象者情報、59. 年金特徴予定額10月、60. 年金特徴予定額12月、61. 年金特徴予定額2月、62. 年金特徴予定額4月、63. 年金特徴予定額6月、64. 年金特徴予定額8月、65. 税額通知結果一受領日、66. 税額通知結果一処理結果、67. 徴収結果一10月受領日、68. 徴収結果一10月各種区分、69. 徴収結果一12月受領日、70. 徴収結果一12月各種区分、71. 徴収結果一2月受領日、72. 徴収結果一2月各種区分、73. 徴収結果一4月受領日、74. 徴収結果一4月各種区分、75. 徴収結果一6月受領日、76. 徴収結果一6月各種区分、77. 徴収結果一8月受領日、78. 徴収結果一8月各種区分、79. 停止通知一作成日、80. 停止通知一各種区分、81. 停止結果一受領日、82. 停止結果一処理結果、83. 特定誤りフラグ、84. 賦課連番、85. 徴収区分、86. 賦課レコード状態、87. 処理コード、88. 更正事由、89. 異動年月日、90. 済期、91. 開始期、92. 済月、93. 開始月、94. 優先資料区分、95. 優先資料番号、96. 給与合算区分、97. 受給者番号、98. 非課税区分、99. 控対配、100. 配特区分、101. 扶養同老人数、102. 扶養老人数、103. 扶養他人数、104. 扶養特定人数、105. 障害同特人数、106. 障害特人数、107. 障害他人数、108. 扶障配含区分、109. 本人特障、110. 本人他障、111. 夫あり、112. 未成年、113. 老年者、114. 寡婦一般、115. 寡婦特別、116. 寡夫、117. 勤労学生、118. 本人専従、119. 事業所家屋敷、120. 均等割区分、121. 本人希望徴収区分、122. 青色申告区分、123. 専従配偶者、124. 専従他人数、125. 生活保護取扱区分、126. 次年度市申発送、127. 特徴給報資料番号、128. 減免率1期、129. 減免率2期、130. 減免率3期、131. 減免率4期、132. 減免率随1、133. 減免率随2、134. 減免開始日、135. 変更納期限1期、136. 変更納期限2期、137. 変更納期限3期、138. 変更納期限4期、139. 変更納期限随1、140. 変更納期限随2、141. 確定延滞金計算区分、142. 決定日、143. オンライン決定フラグ、144. 通知書番号、145. 所得控除件数(賦課)、146. 所得控除区分(賦課)、147. 所得控除額(賦課)、148. 月割額、149. 月別特徴指定番号、150. 月別特徴個人番号、151. 期割額、152. 警告コード(賦課)、153. エラーコード(賦課)、154. 還付加算金起算日設定、155. 住宅特定取得以外、156. 居住年月日、157. 計算値老年者区分、158. 変更納期限随3、159. 変更納期限随4、160. 減免割合、161. 減免理由、162. 税移減税区分、163. 年金特徴計算、164. 年金特徴停止月、165. 本徴収停止依頼日、166. 扶養年少人数、167. 扶養成年人数、168. 資料区分、169. 資料番号、170. 乙欄区分、171. 中途就退区分、172. 中途就退年月日、173. 課税対象外区分、174. 電話番号、175. 所得控除件数(資料)、176. 所得控除区分(資料)、177. 所得控除額(資料)、178. 専従者生年月日、179. 専従者給与額、180. 専従者宛名コード、181. 専従者個人番号、182. 配偶者生年月日、183. 配偶者宛名コード、184. 配偶者個人番号、185. 扶養者生年月日、186. 扶養者宛名コード、187. 扶養者個人番号、188. 扶養者控除額、189. 警告コード(資料)、190. エラーコード(資料)、191. 摘要欄存在フラグ、192. 扶養年少人数、193. 年少扶養生年月日、194. 年少扶養宛名コード、195. 年少扶養個人番号、196. 扶養成年人数、197. 成年扶養生年月日、198. 成年扶養宛名コード、199. 給報摘要欄、200. 課税年度、201. 過年度連番、202. 過年度枝番、203. 調定年度、204. 過年度増分税額、205. 過年度納期限、206. 過年度通知日、207. 変更納期限、208. 賦課連番、209. メモ内容、210. 住登地住所コード、211. 住登地住所、212. メモ本年度のみ、213. 報告人数、214. 納入書発送区分、215. 納通等返送区分、216. 納通等返送日、217. 納特区分、218. 納特開始年月、219. 納特終了年月、220. 非課税人数、221. 普徴区分、222. 通知書出力区分、223. 個人番号配番区分、224. 官公庁区分、225. 総括表訂正有無、226. 給報受付日、227. 事業所異動事由、228. 特徴最終個人番号、229. 特徴月割額、230. 特徴月別人員、231. 月割充当額、232. 納税者ID、233. メモ内容、234. 従業員状態、235. 停止事由、236. 停止月、237. 仮徴収4月、238. 仮徴収6月、239. 仮徴収8月、240. 前年徴収10月、241. 前年徴収12月、242. 前年徴収2月、243. 依頼年月日、244. 当初確定フラグ、245. プリントフラグ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容＞ ①住民からの申告等情報は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者であることを確認する。 ②届出書等をシステムに登録後、届出書等とシステム登録の内容を複数人で照合し、確認する。 ③住民以外から提出のあった申告等情報について課税対象情報と紐付かないものは、速やかに、他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。（ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。）
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜宛名システムのソフトウェアにおける措置＞ 必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。 ＜宛名システムの運用における措置＞ 個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われているおそれがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際は専用のAPIを使用し、アクセスログを取得している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先毎に、個人番号の照会を可能とする者又は不可とする者を特定し、個人毎に生体認証及びユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	特定個人情報の取扱いに関し、委託先に課せさせている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と個人情報保護のための管理体制及び能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適宜確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託事業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適宜確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適宜セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	
10. その他のリスク対策			
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。			

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位で権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。 <個人住民税システムの運用における措置> ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ・課税資料からの入手（紙、電子データ） 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。 ・対象者以外の情報を不用意に入手しないよう職員に対する教育（住基CSオンライン端末による住登外者調査など）を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<eLTAXシステム、国税連携システムにおける措置> 当該システムにより回送されるデータは、専用回線（LGWAN）を利用することにより、漏えいを防止している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先毎に、個人番号の照会を可能とする者又は不可とする者を特定し、個人毎に生体認証及びユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せさせている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と個人情報保護のための管理体制及び能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適宜確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適宜確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適宜セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住民基本台帳法及び寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に基づき、提供・移転が認められる特定個人情報について、具体的に誰に対し、何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従った特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「個人住民税特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システムの的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施し、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施し、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
Empty row for additional measures	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2195
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民サービス部(税制・市民税担当) 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1114
②対応方法	苦情等があれば、その内容等について基本簿メモに記録する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	I－2－システム1 ②システムの機能	⑦証明書発行機能:各種証明書を窓口業務向けに発行する機能	⑦証明書発行機能:各種証明書を窓口業務向け等に発行する機能	事後	
平成28年11月29日	I－2－システム1 ③他のシステムとの接続	その他:イメージ管理システム等	その他:証明書コンビニ交付システム、イメージ管理システム等	事前	
平成28年11月29日	I－2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム4を追加	事前	
平成28年11月29日	I－6 事務担当部署	財務部税務室(市民税担当)	財務部税務室市民税課	事後	
平成28年11月29日	I－6 使用部署	財務部税務室(市民税担当)	財務部税務室市民税課	事後	
平成28年11月29日	I－6 所属長	中道 一成	大久保 匡之	事後	
平成28年11月29日	II－5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1～41	平成28年度機構改革前の担当部署	平成28年度機構改革後の担当部署(詳細は別紙)	事後	
平成28年11月29日	III－(2)－4 再委託先	再委託していない	十分に行っている	事後	
平成28年11月29日	III－(2)－4 具体的な方法		特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せらせている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。	事後	

平成30年10月11日	Iー1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に基づき、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。 【当初賦課決定事務】 課税資料として受け付けた個人毎の複数の課税資料を突合させ賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。	個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に基づき、賦課期日である1月1日現在の住所で課税する道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。 【課税準備事務】 ①住民税の申告が必要な者に申告書を発送する。 【当初賦課決定事務】 課税資料として受付した個人毎の複数の課税資料を突合の上、賦課内容を決定し、税額等を本人へ通知する。 ①納税通知書の作成 賦課内容を基に、徴収区分毎に税額通知のための書類を作成する。 【賦課更正事務】 当初賦課決定後に本市による所得の有無に係る調査や、税務署に提出される修正申告書、更正の請求等により賦課内容に変更があった場合、賦課変更を行い、通知する。 ①賦課変更通知 賦課変更に係る税額等を特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。	事後	
平成30年10月11日	Iー1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	【調査事務】 ①扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうことにより賦課内容の更正を行う。 ②294ー3通知 住登外課税者について、住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う。 ③税務署通知 市町村が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 【証明書発行事務】 賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書・課税証明書を発行する。	【調査事務】 ①扶養調査 適用している扶養控除等に誤りがないか調査する。本市で扶養親族が特定できない等の場合は、本人に対し照会を行い、扶養控除等の適用に誤りがあれば、賦課変更を行う。 ②地方税法第294条第3項に基づく通知 本市の住民基本台帳に記録されていないが、市・府民税を課税している者について、住所地市町村に対し、地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。 ③税務署に対する通知 本市が行った調査に基づき、賦課変更が生じたことにより、国税当局においても所得税の変更を行う必要があるときは、本市が把握した賦課変更に係る情報を所轄の税務署へ通知する。 【証明書発行事務】 市・府民税の賦課情報について、申請に基づき、所得証明書・課税証明書を発行する。	事後	

平成30年10月11日	I ー4 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの (※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条 第2項: 条例(※2)で定めるもの (※2) 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項及び第4項 第5項: 番号法第19条第12号から第16号によるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※1)で定めるもの (※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条 第2項: 条例(※2)で定めるもの (※2) 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項及び第4項 第5項: 番号法第19条第12号から第16号によるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	事後	
-------------	--------------	---	---	----	--

平成30年10月12日	Iー5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の2、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3	事後	
-------------	---------------------------	---	----	--

平成30年10月12日	I－5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第2における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項 27の項より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」	(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成30年10月12日	I－6 評価実施機関における担当部署の所属	大久保 匡之	課長	事後	
平成30年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5、システム6、システム		システム5、システム6、システム7の追加	事後	
平成30年10月15日	II－(2)－3 特定個人情報の入手・使用における使用目的	地方税法の課税徴収対象者の把握及び証明書の発行	地方税法の規定に基づく賦課徴収対象者の把握及び証明書の発行	事後	

平成30年10月15日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用における使用方法	【当初賦課決定事務】 ①納税通知書に個人番号を出力する。 ②住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を出力する。 【賦課更正事務】 ①納税通知書に個人番号を出力する。 【証明書発行事務】 賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書・課税証明書を発行する。	【当初賦課決定事務】 ①納税通知書(給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用))に個人番号を出力する。 ②住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項の規定に基づく通知(住登外課税通知)に個人番号を出力する。 【賦課更正事務】 ①納税通知書(給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用))に個人番号を出力する。 【証明書発行事務】 市・府民税の賦課情報について、申請に基づき、所得証明書・課税証明書を発行する。	事後	
平成30年10月16日	Ⅱ－(2)－5 特定個人情報の提供・移転における提供・移転の有無	提供件数63件、移転件数41件	提供件数66件、移転件数42件	事後	
平成30年10月16日	Ⅱ－(2)－5 特定個人情報の提供・移転における提供方法	紙	その他(別紙のとおり)	事後	

令和1年12月2日	Iー1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の内容)	【課税準備事務】 ①住民税の申告が必要な者に申告書を発送する。 【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特別徴収義務者である事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料を送付する。 【当初賦課決定事務】 課税資料として受付した個人毎の複数の課税資料を突合の上、賦課内容を決定し、税額等を本人へ通知する。 ①納税通知書の作成 賦課内容を基に、徴収区分毎に税額通知のための書類を作成する。	【課税準備事務】 ①住民税の申告が必要な者に申告書を送付する。 ②給与支払報告書の提出義務がある者等に対し、給与支払報告書(総括表)を送付する。 【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特別徴収義務者である事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書等の受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料を送付する。 【当初賦課決定事務】 受領した課税資料を個人毎に仕分けし、複数の課税資料を突合の上、賦課内容を決定し、税額等を本人へ通知する。 ①納税通知書等の作成 賦課内容を基に、徴収区分毎に税額通知のための書類を作成し、特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。	事後	
-----------	------------------------------	--	---	----	--

令和1年12月2日	Iー1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の内容)	【賦課更正事務】 当初賦課決定後に本市による所得の有無に係る調査や、税務署に提出される修正申告書、更正の請求等により賦課内容に変更があった場合、賦課変更を行い、通知する。 ①賦課変更通知 賦課変更に係る税額等を特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。 【調査事務】 ①扶養調査 適用している扶養控除等に誤りがないか調査する。本市で扶養親族が特定できない等の場合は、本人に対し照会を行い、扶養控除等の適用に誤りがあれば、賦課変更を行う。 ②未申告調査 当初賦課決定後、課税資料の提出がない納税義務者に対し、所得の有無について確認するため、住民税申告書を送付し、申告書の提出を催告する。 ③返戻調査 納税通知書等の送達を受けるべき者の住所等が不明である場合、賦課関係帳簿書類、実地及び市町村役場の調査を行い、送達すべき住所等を特定する。 ④地方税法第294条第3項に基づく通知 本市の住民基本台帳に記録されていないが、市・府民税を課税している者について、住所地市町村に対し、地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。 ⑤税務署に対する通知 本市が行った調査に基づき、賦課変更が生じたことにより、国税当局においても所得税の変更を行う必要があるときは、本市が把握した賦課変更に係る情報を所轄の税務署へ通知する。	【賦課更正事務】 当初賦課決定後、本市による所得の有無に係る調査、税務署に提出される修正申告書又は更正の請求等により賦課内容に変更があった場合、賦課変更を行い、税額等を納税義務者等に通知する。 ①賦課変更通知 賦課変更に係る税額等を特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。 【調査事務】 ①扶養調査 適用している扶養控除等に誤りがないか調査する。本市で扶養親族が特定できない等の場合は、本人に対し照会を行い、扶養控除等の適用に誤りがあれば、賦課変更を行う。 ②未申告調査 当初賦課決定後、課税資料の提出がない納税義務者に対し、所得の有無について確認するため、住民税申告書を送付し、申告書の提出を催告する。 ③返戻調査 納税通知書等の送達を受けるべき者の住所等が不明である場合、賦課関係帳簿書類、実地及び市町村役場の調査を行い、送達すべき住所等を特定する。 ④地方税法第294条第3項に基づく通知 本市の住民基本台帳に記録されていないが、市・府民税を課税している者について、住所地市町村に対し、地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。 ⑤税務署に対する通知 本市が行った調査に基づき、賦課変更が生じたことにより、国税当局においても所得税の変更を行う必要があるときは、本市が把握した賦課変更に係る情報を所轄の税務署へ通知する。	事後	
令和1年12月2日	Iー2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(個人住民税システム)	⑥庁外向け資料作成機能 : 294通知など庁外向けの資料を作成する機能	⑥庁外向け資料作成機能 : 地方税法第294条第3項に基づく通知など庁外向けの資料を作成する機能	事後	

令和1年12月2日	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(eLTAXシステム)	①申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等の審査・受領等を行う。 ②特別徴収義務者及び年金保険者への特別徴収税額の送信を行う。 ③給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を審査・受領等を行う。 ④特定個人情報ファイル(本人確認用)の格納を行う。	①申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等の審査・受領等を行う。 ②特別徴収義務者及び年金保険者への特別徴収税額の送信を行う。 ③給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を審査・受領等を行う。 ④特定個人情報ファイル(本人確認用)の格納を行う。 ⑤寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他の地方団体との間で送付及び受領する。	事後	
令和1年12月2日	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(国税連携システム)	③住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。	③住民登録外課税通知データ等を他の地方団体との間で送付及び受領する。	事後	
令和1年12月2日	I－5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の2、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3	事後	

令和1年12月2日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用(使用方法)	【当初賦課決定事務】 ①納税通知書(給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用))に個人番号を出力する。 【賦課更正事務】 ①納税通知書(給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用))に個人番号を出力する。 【調査事務】 ②税務署連絡せんに個人番号を出力する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。	【当初賦課決定事務】 ①納税通知書(給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)(ただし、eLTAXにより提供する電子データのみ。))に個人番号を出力する。 【賦課更正事務】 ①納税通知書(給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)(ただし、eLTAXにより提供する電子データのみ。))に個人番号を出力する。 【調査事務】 ②税務署に提供する扶養控除等連絡せんに個人番号を出力する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する同一生計配偶者及び扶養親族について、扶養親族等の適用要件を満たしているか否かを照会する際に、情報提供ネットワークシステムを利用する。	事後	
令和1年12月2日	Ⅲ－(1)－3 特定個人情報の利用(リスク2 具体的な管理方法)	・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとに生体認証及びユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。	・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先毎に、個人番号の照会を可能とする者又は不可とする者を特定し、個人毎に生体認証及びユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。	事後	
令和1年12月2日	Ⅲ－(2)－5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	番号法及び住基法並びに個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	番号法、住民基本台帳法及び寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に基づき、提供・移転が認められる特定個人情報について、具体的に誰に対し、何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従った特定個人情報の提供・移転を行う。	事後	
令和1年12月2日	V－1 基礎項目評価(実施日)	平成30年10月10日	令和1年12月2日	事後	
令和1年12月3日	Ⅲ－(2)－6 情報提供ネットワークシステムとの接続(リスク1、2)	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第7号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	

令和1年12月3日	Ⅲ－(2)－3 特定個人情報の利用(リスク2 具体的な管理方法)	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとに生体認証及びユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先毎に、個人番号の照会を可能とする者又は不可とする者を特定し、個人毎に生体認証及びユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。	事後	
令和1年12月3日	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(システム8)		システム8(宛名システム)を追加	事後	
令和1年12月4日	Ⅲ－(1)－5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		宛名特定個人情報ファイルについては、提供・移転を行わないため、記載を削除。	事後	
令和1年12月4日	Ⅲ－(1)－6 情報提供ネットワークシステムとの接続		宛名特定個人情報ファイルを取り扱う宛名システムについては、情報提供ネットワークシステムとの接続を行わないため、記載を削除。	事後	
令和1年12月4日	Ⅱ－(2)－5 特定個人情報の提供・移転の有無	提供件数66件、移転件数42件	提供件数69件、移転件数46件	事後	
令和1年12月4日	Ⅱ－(1)－2 基本情報の保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事後	
令和1年12月4日	Ⅱ－(2)－2 基本情報の保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事後	
令和1年12月4日	Ⅳ－1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-824-1181(内線2249)	総務部総務課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2195	事後	
令和1年12月4日	Ⅳ－2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	財務部税務室市民税課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-824-1181(内線2226)	財務部税務室市民税課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1114	事後	
令和2年8月5日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容	個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に基づき、賦課期日である1月1日現在の住所で課税する道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。	個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に基づき、納税義務者の賦課期日である1月1日現在における住所所在の市町村で課税する道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。	事後	
令和2年8月5日	I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ	団体内統合利用番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	事後	
令和2年8月5日	I－4 個人番号の利用	以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	以上の法令上の根拠より、税務事務である個人市・府民税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	事後	
令和2年7月3日	I－6 評価実施期間における担当部署	財務部税務室市民税課	市民サービス部(市民税担当)	事後	

令和2年7月3日	Ⅱ－(1)－2 基本情報の事務担当部署	財務部税務室市民税課	市民サービス部(市民税担当)	事後	
令和2年7月3日	Ⅱ－(1)－3 特定個人情報の入手・使用(使用の主体)	財務部税務室市民税課	市民サービス部(市民税担当)	事後	
令和2年8月5日	Ⅱ－(2)－2 基本情報(対象となる本人の範囲)	寝屋川市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有する者	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	事後	
令和2年8月5日	Ⅱ－(2)－2 基本情報(対象となる本人の範囲、その必要性)	・納税通知書等への個人番号出力のため	・給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号出力のため	事後	
令和2年8月5日	Ⅱ－(2)－2 基本情報(記録される項目、その妥当性)	・個人番号、4情報：本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：住民税の賦課に必要(住民日の賦課期日判定など) ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報：住民税賦課に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：住民税事務において参照に必要	・個人番号、4情報：本人確認、資料の名寄せを行うために記録する。 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けを行うために記録する。 ・その他住民票関係情報：個人住民税の賦課決定を行うため(住民日の賦課期日判定など)に記録する。 ・国税関係情報、地方税関係情報：納税義務者の所得金額や所得控除額を算出するために記録する。 ・年金関係情報：年金特別徴収の該当性の判断等を行うために記録する。 ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護法の規定による扶助の給付情報により、個人住民税の非課税の適用を判断するために記録する。	事後	
令和2年7月3日	Ⅱ－(2)－2 基本情報の事務担当部署	財務部税務室市民税課	市民サービス部(市民税担当)	事後	
令和2年8月6日	Ⅱ－(1)－3 特定個人情報の入手・使用(入手元)	評価実施機関内の他部署	評価実施機関内の他部署(市民サービス部(戸籍・住基担当))	事後	
令和2年8月6日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用(入手元)	評価実施機関内の他部署 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 民間事業者(給与支払者、年金保険者)	評価実施機関内の他部署(市民サービス部(戸籍・住基担当)、保護課) 行政機関・独立行政法人等(国税庁、年金保険者(日本年金機構)) 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、他市町村) 民間事業者(給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く。))	事後	
令和2年8月6日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用の使用目的	地方税法の規定に基づく賦課徴収対象者の把握及び証明書の発行	地方税法の規定に基づく個人住民税の納税義務者の特定、税額の算出等を行うため。	事後	

令和2年7月3日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用の使用部署	財務部税務室市民税課	市民サービス部(市民税担当)	事後	
令和2年8月8日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用の使用手法	【課税準備事務】 ①住民税申告書に個人番号を出力する。	削除	事後	
令和2年8月8日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用の使用手法	【課税資料受付事務】 ①確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民登録外課税通知書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。	【課税資料受付事務】 ①確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民登録外課税通知書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。	事後	
令和2年8月8日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用の使用手法	【調査事務】 ④生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。	【調査事務】 ④生活保護受給情報、障害者手帳情報、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。	事後	
令和2年8月8日	Ⅱ－(2)－3 特定個人情報の入手・使用の使用手法	【証明書発行事務】 市・府民税の賦課情報について、申請に基づき、所得証明書・課税証明書を発行する。	削除	事後	
令和2年8月8日	Ⅲ－(2)－2 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<eTAXシステム、国税連携システムにおける措置> 当該システムにより回送されるデータは、専用回線(LGWAN)を利用することにより、漏えいを防止している。	事後	
令和2年8月8日	Ⅲ－(2)－8 監査		内部監査を追加	事後	
令和2年8月8日	Ⅳ－2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	財務部税務室市民税課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1114	市民サービス部(市民税担当) 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1114	事後	
令和2年8月8日	V－1 基礎項目評価(実施日)	令和1年12月2日	令和2年8月5日	事後	総務課の決裁日になるので、公表する日付は変わる。 次年度作成する際、確認すること。

令和3年12月24日	I ー4 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務<番号法別表第1> 16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令(※1)で定めるもの (※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条 第2項: 条例(※2)で定めるもの (※2) 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項及び第4項 第5項: 番号法第19条第12号から第16号によるもの	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務<番号法別表第1> 16の項 第2項: 条例(※)で定めるもの (※) 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項及び第4項 第5項: 番号法第19条第13号から第17号によるもの	事後	主務省令に関する記載の削除、番号法改正に伴う条項号ズレの修正
------------	--------------	--	--	----	--------------------------------

令和3年12月24日	Iー5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)	事後	略語の使用、番号法改正に伴う条項号ズレの修正、主務省令に関する記載の削除
令和3年12月24日	IIー(1)ー4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項1の委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	委託先の名称の変更
令和3年12月24日	IIー(1)ー4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項1の再委託の許諾方法	再委任先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出	再委託先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出	事後	誤字の修正

令和3年12月24日	Ⅱ－(2)－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項2	納税通知書の封入封緘	記載削除し、委託事項3～5を委託事項2～4に変更	事後	業務委託の廃止
令和3年12月24日	Ⅱ－(2)－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項3の委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	委託先の名称の変更
令和3年12月24日	Ⅱ－(2)－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項3の再委託の許諾方法	再委任先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出	再委託先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出	事後	誤字の修正
令和3年12月24日	Ⅱ－(2)－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項5の委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	委託先の名称の変更
令和3年12月24日	Ⅱ－(2)－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項5の再委託の許諾方法	再委任先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出	再委託先の従事者名簿及び委託先と再委託先の個人情報保護の誓約書の提出	事後	誤字の修正
令和3年12月24日	Ⅱ－(2)－5 特定個人情報の提供・移転の有無	提供件数69件、移転件数46件	提供件数70件、移転件数46件	事後	番号法及び条例改正に伴う提供先及び移転先の修正
令和3年12月24日	Ⅲ－(1)－9 従業者に対する教育・啓発	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	会計年度任用職員への表記の変更
令和3年12月24日	Ⅲ－(2)－6 情報提供ネットワークシステムとの接続のリスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法改正に伴う条項号ズレの修正
令和3年12月24日	Ⅲ－(2)－9 従業者に対する教育・啓発	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	会計年度任用職員への表記の変更
令和3年12月24日	V－1 基礎項目評価(実施日)	令和2年8月5日	令和3年9月5日	事後	
令和4年10月12日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項3	株式会社TKC	株式会社インテック	事後	委託先の名称の変更

令和4年10月12日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項3の再委託	④再委託の有無 2)再委託しない ⑤再委託の許諾方法 ③再委託事項	④再委託の有無 1)再委託する ⑤再委託の許諾方法 株式会社インテックとの地方税ポータルシステム(eLTAX)ASPサービス提供業務契約第4条に基づく、再委託申請に対する承諾 ③再委託事項 システム運用支援・保守業務 ①問い合わせ受付・サポート ②不具合・障害時対応 ③バージョンアップ運用等の運用保守作業 ④情報提供	事後	再委託の変更
令和6年7月31日	宛名特定個人情報ファイル Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	特定個人情報の保管について、ガバメントクラウドにおける措置の追加
令和6年7月31日	個人住民税特定個人情報ファイル Ⅱ－(2)－6 特定個人情報の保管・消去	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	特定個人情報の保管について、ガバメントクラウドにおける措置の追加

令和6年7月31日	宛名特定個人情報ファイル Ⅲ－7 特定個人情報の保 管・消去		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ○物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	特定個人情報の保管について、ガバメントクラウドにおける措置の追加
令和6年7月31日	宛名特定個人情報ファイル Ⅲ－7 特定個人情報の保 管・消去		○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	特定個人情報の保管について、ガバメントクラウドにおける措置の追加

令和6年7月31日	個人住民税特定個人情報ファイル Ⅲ－(2)－7 特定個人情報の 保管・消去		<ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	特定個人情報の保管について、ガバメントクラウドにおける措置の追加
令和6年7月31日	個人住民税特定個人情報ファイル Ⅲ－(2)－7 特定個人情報の 保管・消去		○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	特定個人情報の保管について、ガバメントクラウドにおける措置の追加

令和6年7月31日	宛名特定個人情報ファイル Ⅲ－10 その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	特定個人情報の保管について、ガバメントクラウドにおける措置の追加
令和6年7月31日	個人住民税特定個人情報ファイル Ⅲ－(2)－10 その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	特定個人情報の保管について、ガバメントクラウドにおける措置の追加

令和7年2月13日	I - 4 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 16の項 第2項: 条例(※)で定めるもの (※) 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項及び第4項 第5項: 番号法第19条第13号から第17号によるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人市・府民税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表に規定された事務 <番号法別表> 24の項 第2項: 条例(※)で定めるもの (※) 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項及び第4項 第6項: 番号法第19条第13号から第17号によるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人市・府民税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	事後	番号法の改正に基づく修正
-----------	---------------	--	--	----	--------------

令和7年2月13日	Iー5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)	・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)	事後	番号法の改正に基づく修正
令和7年2月13日	Iー6 評価実施機関における担当部署	市民サービス部(市民税担当)	市民サービス部(税制・市民税担当)	事後	組織再編による変更
令和7年2月13日	IIー(1)ー2、IIー(2)ー2 基本情報(事務担当部署)	市民サービス部(市民税担当)	市民サービス部(税制・市民税担当)	事後	組織再編による変更
令和7年2月13日	IIー(1)ー3、IIー(2)ー3 特定個人情報の入手・使用(使用の主体)	市民サービス部(市民税担当)	市民サービス部(税制・市民税担当)	事後	組織再編による変更
令和7年2月13日	IIー(2)ー4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	株式会社アイ・オー・プロセス	シティコンピュータ株式会社	事前	委託先の変更による
令和7年2月13日	IIー(2)ー5 特定個人情報の提供・移転	提供件数70件、移転件数46件	提供件数80件、移転件数50件	事後	法令の改正による変更
令和7年2月13日	IVー2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民サービス部(市民税担当) 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1114	市民サービス部(税制・市民税担当) 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1114	事後	組織再編による変更
令和7年2月13日	Vー1 基礎項目評価(実施日)	令和4年10月12日	令和6年11月20日	事後	